

奈良県内水面漁場管理委員会

委員会議事録

(令和5年5月8日開催)

1. 開催日時 令和5年5月8日 午前10時30分～
2. 開催場所 桜井市池之内 「農業研究開発センター交流サロン棟」
3. 出席委員 渡辺勝敏、河内香織、川端 修、田辺美紀、上窪 敏
堀谷正吾、小川彰信、本城丈夫、森本弘重
事務局 下西書記長補佐、南書記、片岡書記

4. 議事事項 1. 漁場計画について
2. 遊漁規則の変更について
5. 議事の経過要領及び議決の結果

下西書記長補佐 挨拶

議事事項1 「漁場計画について」

事務局 資料説明

会長 今回は和歌山県の漁場計画に対する意見ですが、奈良県の漁場計画についても同様の意見が出てくるのですか。

事務局 はい、そのように考えております。

田辺委員 十津川村漁協への文書は指導ですか。任意で協力を求めるレベルの依頼ですか。

事務局 あくまで協力の依頼になります。

田辺委員 工事そのものについても拒むことができ、異議申立をする権利があるということですか。

会長 基本的には権利はあると思います。ダム建設の反対であるとか。

川端委員 今までに工事によって水が濁って、漁業に影響が出て、訴訟になった例はあるのですか。

事務局 工事による影響で水が濁って、漁協に補償されたことはございます。

会長 補償金で和解されるということですか。

事務局 はい。

会長 他にご意見、ご質問がなければこの件に関しては、原案どおり答申することにご異議ございませんか。

全委員 異議なし

議事事項2 「遊漁規則の変更について」

事務局 資料説明

奈良県内水面漁場管理委員会

会 長 網漁の年券と日券の売上げが10万円から20万円程度で、大きく収入を左右するものではないので、過剰に儲けることにもならないということですか。

事務局 はい、そのように考えております。

会 長 もし値上げによって販売が減った場合でも、逆に大きな赤字にもならないということでしょうか。

事務局 川上村漁協は、網よりも釣りのお客さんが多いので、その可能性も低いと思います。

会 長 他にご意見、ご質問がなければこの件に関しては、原案どおり答申することにご異議ございませんか。

全委員 異議なし

その他（第5種共同漁業権魚種の増殖目標数について）

事務局 資料説明

河内委員 環境の観点を盛り込んでいただいて良かったと思います。まだ増殖目標数を決定するまでに時間はあるのですか。

事務局 次の8月か9月に開催する委員会で決定したいと考えておりますので、それまでにご意見等いただければと思います。

会 長 それでは、これから意見を言って、それを取り入れてもらうこともできるということですか。

事務局 はい、いただいた意見を取り入れて検討させていただきます。

会 長 場所によって違うとは思いますが、内水面漁協のどのような漁場管理が理想的なのでしょう。例えば、放流をほとんどしない、お金をかけない、でも漁協として存在している。放流義務もこちらからほんの少力で良いと示して、漁場の管理にかかる経費だけを遊漁収入で賄う、そういった漁場管理があり得るのでしょうか。でもそうすると儲けすぎてしまうという問題もあると思います。

事務局 あり得ると思います。産卵床造成や汲み上げ放流などで増殖して、放流にほとんど経費をかけず、支出は漁場管理の人件費だけという場合、基本的には遊漁料金を下げることになります。

会 長 遊漁料を下げすぎるとたくさん釣り人が来てしまって、放流に頼らないとやっていけなくなることも考えられます。

事務局 そういった場合、他県ですが、1日何人までという人数制限を行っているところもございます。

会 長 良い漁場で、放流もほとんどしなくても良く釣れて、満足度の高い漁場だし、手間もかからないとなると、儲けたお金はイベントなどの楽しいことに使えますね。

事務局 収入が多くなると、入川道やトイレの整備など、さらに魅力ある漁場にすることができると思います。実際に放流をしないでも釣りが成り立つのであれば、そういった管理もあり得ると思います。

会 長 奈良県では、アユはほとんど遡上して来ないので、放流した分を全て釣り上げるといふ漁業になりますが、アマゴやイワナに関しては、再生産可能です。現在、奈良県で放流量と再生産の量の割合は把握されていますか。

事務局 いいえ、把握しておりません。アマゴについては、中流域は成魚放流されてそれを全て釣り上げるといった、アユと同じような漁業をされており、上流や支流域では、成魚放流を行わず、産卵場造成や県内産の卵の放流により、天然魚もしくは天然に近い魚の増殖をされています。成魚放流と異なり、全て釣り上げられることはないので、ある程度再生産による資源の増殖はあると思います。

会 長 放流量と再生産の量は、調査も必要ですのでなかなか把握は難しいと思います。少ない放流量でも再生産で魚が増え、最終的には釣られても資源量が一定になるのであれば、同等の漁獲が得られることになると思います。極端に言えば、放流しなくても成り立つことも考えられます。このような場合、先ほど想定した理想に近づくとと思います。そういった管理が可能な漁場は、奈良県にはありますか。

小川委員 県漁連の会員漁協で、そのような漁場はありません。放流をしないで採算が取れるというのは不可能に近いと思います。放流するからお客さんが来るのであって、放流する量を減らしたのにお客さんがたくさん来てよく釣れるということはありません。特にアユはたくさん放流しないとお客さんが来ないです。

会 長 保護区を作ったり、あるいは2年間休漁するなどの休漁期間を設けたりすることについて、行政側から漁協に与えるインセンティブはありますか。

事務局 特にありませんが、すでに漁協によっては、天然のアマゴやイワナを守るために禁漁区域を設定されています。漁業として使わない区域になりますが、そこから下流へ供給される資源もあると思います。

会 長 キリクチなどの在来魚を保護するために禁漁区域を設定することは素晴らしいことだと思うのですが、漁場が狭くなるので、漁協さんとしてそれは得にならないと思います。メインの漁場で休漁などすることで得をするよう

な、例えば放流量を減らして漁協さんも経済的に楽になるけど、その分そこで資源が増えることで漁業が成り立つようなことができれば、今の放流量を減らして、その経費を別のことに使えらると思ひますが、そういった事例はありますでしょうか。

事務局 そのような漁協はありませんが、支流では天然魚を増やす取組をして、本流では放流魚中心の釣り場とするといったゾーニング管理をされているところはございます。このようなゾーニング管理をさらに進めていくことが良いのではと思ひます。漁場全体的に放流量を減らして、収入を増加させるというのは難しいと思ひます。

会長 分かりました。増殖目標の案については、もう少し考えたいと思ひます。
小川委員 多くの漁協は、アユ漁業とアマゴ漁業で生計を立てていると思ひますが、天川村漁協は、アマゴ漁業でほぼ生計を立てている状況です。アユについても多く放流するのですが、何年か前から冷水病が発生して、その対策として、加温処理された冷水病に罹っていないアユを放流するなどしていますが、その分アユの単価が上がりました。あと冷水病対策として何が良いかという、早期解禁です。和歌山県も三重県もそうですが、冷水病の発生する水温17度から18度に上がらないうちに解禁しています。天川村漁協も、以前は6月に解禁していましたが、徐々に早くなって、放流するアユのサイズも大きくして、対策をしてきました。しかし、奈良県が決めておりますアユの解禁日がありますので、5月26日より早く解禁できないのです。今から数年前に和歌山県が日本全国で1番早い5月1日解禁に変更されました。だからといって天川村漁協も5月1日解禁という極端なことをしたい訳ではございません。奈良県は、冷水病対策をいろいろしてくれていますが、昔から解禁は5月26日から変えていません。この5月26日という基準日を例えば5月20日に変更することはできないでしょうか。

事務局 アユの解禁は、奈良県漁業調整規則で定めております。その規則を変更することは不可能ではありませんが、その変更には、農林水産大臣の認可が必要で、その認可には、水温やアユの成長などがどのように変わってきたから解禁日を早めるなどの根拠が必要になります。もちろん内水面漁場管理委員会にも諮らせていただきます。

小川委員 アユの遊漁者は、これから間違いなく減っていきます。天川村漁協は、今年も5月28日に解禁することにしてはいますが、毎年5月26日頃に試し釣りをしても、アユのサイズは平均18センチに成長しています。しかしそれは天川村漁協だけかも知れませんので、天川村漁協の要望だけで、基準を

変えられるのでしょうか。

事務局 漁協さんの要望ももちろん大切ですが、水産庁は、規則変更の根拠として、アユの成長や環境の変化を重視されます。

小川委員 規則の変更は、かなり時間がかかりますか。

事務局 農林水産大臣の認可には、かなり時間はかかると思ひます。

小川委員 5月26日から大幅に早くしてもらふ必要はない。5日ほど早くして欲しいだけです。

会長 解禁日を早めたい1番主要な理由を教えてください。

小川委員 5月20日でも十分大きなアユに成長しているからです。

会長 それと漁期が長い方が良いというのもありますね。

小川委員 はい。さらに、早く解禁したところでよく釣れたらその年券を買って、他の漁協の券は買わない釣り人が多いです。

会長 それでは、増殖目標数については次の委員会までに委員の皆様にご意見いただき、当該規則におけるアユの解禁日については、また要望が上がってきましたら委員会でも検討したいと思ひます。

会長 他に何かございませんか。他にないようでございますので、本日の委員会の議事録の署名委員には、上窪委員さん、森本委員さんをお願いしたいと存じますので、よろしくお願ひ申し上げます。それでは以上をもちまして本日の委員会を終了いたします。

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証明するため、ここに署名捺印する。

令和 年 月 日

議 長

署名委員

署名委員